

平成28年12月1日  
大台町総務課

### 大台町建設工事の準町内業者の認定について

支店及び営業所等（以下「営業所等」という。）については、準町内業者の認定基準により認定してきたところですが、当分の間、申請受付を行いませんのでご承知ください。

#### 記

##### 1. 認定基準の内容

大台町HPの入札情報（建設工事・測量コンサル）の「6. 入札契約各種要綱・要領等」に認定基準を公表していますので、参照してください。

##### 2. 適用

この取扱いは、平成28年12月1日から適用します。

【本件の問合せ先】  
総務課 TEL：0598-82-3781